第二百三十九条の二第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第一号中「あいさつする」を「挨拶する」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百四十一条中「一に」を「いずれかに」に、「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百四十二条の二中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百四十三条第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百四十四条第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百四十六条から第二百四十九条までの規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百四十九条の二第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第五項から第七項までの規定中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百五十条の見出し及び同条第一項中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百五十一条の二第一項中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改める。

第二百五十一条の三第一項及び第二百五十二条第二項中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改める。

第二百五十三条第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（電波法の一部改正）

第百五十六条　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第九十九条の三第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百五条第一項中「第七十条の六」を「第七十条の六第二項」に、「取扱」を「取扱い」に、「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第二項中「取扱」を「取扱い」に改める。

第百六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百七条中「懲役又は禁こ」を「拘禁刑」に改める。

第百八条、第百八条の二第一項、第百九条、第百九条の二第一項及び第二項並びに第百九条の三から第百十一条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（放送法の一部改正）

第百五十七条　放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百八十三条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百八十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（地方税法の一部改正）

第百五十八条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の見出し中「不納せん動」を「不納煽動」に改め、同条第一項中「せん動した」を「煽動した」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十二条及び第二十二条の二第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十二条の二十八第二項第一号中「懲役の刑」を「拘禁刑」に改める。

第二十七条第一項、第五十三条の三第一項、第五十四条第一項、第六十二条第一項及び第三項、第六十九条第一項及び第三項、第七十条第一項、第七十一条、第七十一条の十六第一項、第七十一条の二十第一項及び第三項、第七十一条の二十一第一項、第七十一条の二十二、第七十一条の三十七第一項、第七十一条の四十一第一項及び第三項、第七十一条の四十二第一項、第七十一条の四十三、第七十一条の五十七第一項、第七十一条の六十一第一項及び第三項、第七十一条の六十二第一項、第七十一条の六十三、第七十二条の八第一項、第七十二条の四十九第一項、第七十二条の四十九の三第一項及び第三項、第七十二条の四十九の十第一項、第七十二条の五十六第一項並びに第七十二条の六十第一項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七十二条の六十四第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外」を「ほか」に改める。

第七十二条の六十九第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「免かれさせる」を「免れさせる」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「外」を「ほか」に改める。

第七十二条の七十第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外」を「ほか」に改める。

第七十二条の七十一、第七十二条の八十五第一項、第七十二条の九十一第一項、第七十二条の九十二第一項、第七十二条の九十五第一項及び第四項、第七十二条の百二第一項、第七十二条の百九第一項並びに第七十二条の百十第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七十三条の九第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外」を「ほか」に改める。

第七十三条の十九第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外」を「ほか」に改める。

第七十三条の三十第一項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七十三条の三十七第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「免かれさせる」を「免れさせる」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「外」を「ほか」に改める。

第七十三条の三十八第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外」を「ほか」に改める。

第七十三条の三十九、第七十四条の八第一項、第七十四条の十五第一項、第二項及び第四項、第七十四条の十八第一項、第七十四条の二十八第一項及び第三項、第七十四条の二十九第一項、第七十四条の三十、第七十八条第一項、第八十五条第一項、第八十六条第一項、第九十五条第一項及び第三項、第九十六条第一項、第九十七条、第百四十四条の十二第一項、第百四十四条の十七第一項、第百四十四条の十九第一項、第百四十四条の二十二第一項、第百四十四条の二十五第一項及び第二項、第百四十四条の二十六第一項、第百四十四条の二十八第一項、第百四十四条の三十三第一項から第五項までの規定、第百四十四条の三十七第一項、第百四十四条の三十九第一項、第百四十四条の四十一第一項から第三項まで及び第五項、第百四十四条の五十二第一項及び第三項、第百四十四条の五十三第一項、第百四十四条の五十四、第百五十二条第一項、第百六十六条第一項及び第三項、第百七十六条第一項及び第三項、第百七十七条第一項、第百七十七条の二、第百七十七条の十四第一項、第百七十七条の十六第一項及び第三項、第百七十七条の二十二第一項及び第三項、第百七十七条の二十三第一項並びに第百七十七条の二十四中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百八十六条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外」を「ほか」に改める。

第百九十二条第一項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「免かれさせる」を「免れさせる」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「外」を「ほか」に改める。

第二百二条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外」を「ほか」に改める。

第二百三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百六十五条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外」を「ほか」に改める。

第二百七十二条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外」を「ほか」に改める。

第二百八十一条第一項、第二項及び第四項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百八十六条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外」を「ほか」に改める。